

神奈川県立かながわアートホール 指定管理者

事業計画書

法人等名	神奈川フィルハーモニー管弦楽団グループ
------	---------------------

※ 記載にあたっての留意事項

原則、次のとおりとしてください。

- ・ 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。
- ・ 両面印刷又は両面コピーとしてください。
- ・ ページ数が複数となる書類については、通し番号（表紙から1／〇とし、以降2／〇、3／〇とする通しページ、〇には総ページ数を記入）を中央下に表記してください。
- ・ 記載欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

法 人 等 の 概 要

(令和 5 年 12 月現在)

法人等名	こうえきざいだんほうじんかながわふいるはーもにーかんげんがくだん 公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団			
所在地	〒231-0023 横浜市中区山下町 46		電話番号	045-226-5045
代表者	理事長 上野 孝		FAX	045-663-9338
設立年月日	昭和 53 年 7 月 6 日（法人登記）			
沿革	昭和 45 年 3 月 県内の若手音楽家 22 名により「ロリエ管弦楽団」として発足 昭和 46 年 10 月 神奈川フィルハーモニー管弦楽団と改称 昭和 53 年 7 月 財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団となる（法人登記） 平成 26 年 4 月 公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団に移行する 所在地を保土ヶ谷区花見台から現在地に変更する 平成 27 年 4 月 かながわアートホールの指定管理者となる 表彰歴：昭和 58 年安藤為次教育記念財団記念賞、平成元年第 38 回神奈川文化賞 平成 19 年 NHK 地域放送文化賞及び横浜文化賞、令和 4 年度地域文化 功労者表彰			
業務内容	1 交響管弦楽に関する研究及び調査、2 青少年の音楽鑑賞の指導及び普及 3 公開演奏、4 放送演奏、5 文化施設の施設運営事業 6 その他この法人の目的を達成するために必要な事業			
主な実績	横浜みなとみらいホールで定期演奏会を、神奈川県立県民ホール、神奈川県立音楽堂で定期シリーズを開催し、また文化庁から音楽教育事業を受託するなど神奈川県内外で年間 200 回を超える演奏活動を行っており、演奏主体としてホールの運営など業務に通じている。また、かながわアートホールにおいては平成 4 年の開館以来、年間 100 日以上練習会場などで利用している。 平成 27 年度から(株)横浜アーチストとともにかながわアートホールの指定管理者として、県民の皆様が音楽に親しんでいただく機会の創出を目指し、神奈川フィル楽団員の指導による「神奈川フィル・ジュニアオーケストラ」や無料コンサート「カジュアルコンサート」などの音楽体験イベントを実施している。			
財政状況	年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
（過去 3 年間について記入してください）	総収入(売上)	830,917 千円	822,990 千円	1,020,554 千円
	総支出(支出)	706,902 千円	808,307 千円	970,663 千円
	当期損益	124,015 千円	14,683 千円	49,891 千円
	累積損益(総資産)	582,773 千円	617,413 千円	697,943 千円
応募に関する担当連絡先				
氏 名			部署・職名	アートホール事業部 部長
電話番号	045-341-7657	FAX	045-341-7617	電子メール

(令和5年12月現在)

法人等の概要

ふりがな 法人等名	かぶしきがいしゃよこはまアーチスト 株式会社横浜アーチスト				
所在地	〒231-0023 横浜市中区山下町1シルクセンター		電話番号	045-681-2255 (代表)	
代表者	代表取締役 関 裕之		FAX	045-681-3735 (代表)	
設立年月日	昭和29年 5月				
沿 革	昭和29年 5月 創業 昭和32年 5月 有限会社横浜アーチストクラブとして資本金100万円で法人化 昭和35年 5月 株式会社横浜アーチストに組織変更及び商号変更 昭和53年10月 横浜市中区山下町1シルクセンター国際貿易会館に移転 昭和58年 3月 資本金400万円に増資 昭和59年 8月 資本金1,000万円に増資 平成4年 1月 資本金2,000万円に増資 平成6年 6月 資本金3,000万円に増資 平成30年10月 横須賀支社設立 令和2年 5月 株式会社横浜アーチストとして登記して60周年 令和3年 6月 横須賀支社を移転。横須賀営業所として開設 現在に至る。				
業務内容	1、テレビ・ラジオ・新聞・看板等の広告の企画・制作・運営に関する一切の業務 2、イベント・展示会・記念式典等催事の企画・制作・運営に関する一切の業務 3、会館・ホール等の運営に関する一切の業務 4、芸能人・音楽家等の斡旋、演芸会等の請負及び業務の実施に関わる一切の業務				
主な実績	・横浜にぎわい座 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団より舞台業務委託 ・横浜武道館 公益財団法人横浜市スポーツ協会より舞台関係業務委託 ・かながわアートホール 公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団と共同指定管理 ・横浜美術館 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団より舞台業務委託 ・パシフィコ横浜国立大ホール 株式会社横浜国際平和会議場より国立横浜国際会議場運営管理業務委託				
財政状況	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
(過去3年間 について記入 してくださ い)	総収入(売上)	[REDACTED]			
	総支出(支出)				
	当期損益				
	累積損益				
応募に関する担当連絡先					
ふりがな 氏 名	[REDACTED]		部署・職名	施設管理部 かながわアートホール	
電話番号	045-341-7657	FAX	045-341-7617	電子メール	[REDACTED]

I サービスの向上について



1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

施設の設置目的や公共性、平等性など、公の施設としての役割を踏まえ、どのような施設運営を目指すのか、総合的な運営方針、考え方を記載してください。

1. 当施設が公の施設であることを十分に理解した上で、私たちが担う役割について

- ◆ 公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団及び株式会社横浜アーティスト（以下、「私たち」または「当グループ」という。）は、神奈川県立かながわアートホール（以下、「当施設」という。）の指定管理者として、関連する県の条例や計画に則るとともに、**これまでの 10 年間の経験とノウハウ**を活かして、当施設の設置目的を達成します。

(1) 当施設の設置目的や公の施設についての十分な理解

- ◆ 当施設の設置目的は、「県民の文化芸術に関する活動の振興及び福祉の増進を図る」となっており、その実現のためには、県民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、またはこれを創造することが出来るような環境の整備を図るとともに、**文化芸術に関する活動の振興が、県民生活に潤いを与え、地域の活性化**にも資するものであることを十分に理解します。
- ◆ また当施設は公の施設として、県民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設であることも理解した上で当施設の管理運営を担います。



(2) 県や国が考える文化振興の考え方の理解

- ◆ 文化芸術の振興にあたっては、「神奈川県文化芸術振興条例」及び「かながわ文化芸術振興計画 令和 6 年度～令和 10 年度（改訂素案）」に則ります。その上で当施設の特徴や役割を鑑み、以下の点を重視して管理運営を行います。

【神奈川県文化芸術振興条例の基本理念（要約）】

- ① 県民が等しく文化芸術を鑑賞し、**これに参加し、又はこれを創造**することができるような環境の整備を図る
- ② 文化芸術の担い手は県民であるとの認識の下に、**県民の自主性及び創造性を尊重**する
- ③ 文化芸術の多様性が尊重されるとともに、地域において**多様な文化芸術の共存**を図る
- ④ 文化芸術に関する**創造的活動が推進されるような環境の整備**を図る
- ⑤ 地域の伝統的な文化芸術が、**県民共通の貴重な財産**として、はぐくまれ、将来にわたり引き継がれるような配慮をする
- ⑥ 文化芸術を介した**交流及び文化芸術に関する情報の発信**を積極的に推進する

【かながわ文化芸術振興計画（改訂素案）※抜粋】

＜施策展開の基本的な視点＞

- 文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す、**マグネット・カルチャーを推進**する
- 共生共創事業をはじめとして、文化芸術を通じて、**共生社会の実現**を後押しする

＜基本的な目標＞

- ・ 真にゆとりと潤いの実感できる**心豊かな県民生活**の実現
- ・ 個性豊かで活力に満ちた**地域社会の発展**

＜基本的な施策＞

1. 県民の**文化芸術活動の充実**
2. 文化資源を活用した、**地域づくりの推進**
3. **文化芸術の振興**を図るための環境整備

- ◆ また国の「文化芸術基本法」や「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や県の「新かながわランドデザイン（仮称）の基本構想【素案】」等の内容を踏まえて、管理運営を行います。

I サービスの向上について



(3) 私たちのこれまでの歩みとこれからの役割

- ◆当施設は、平成 4 年 4 月に開館し、これまで多くの県民の方に音楽、舞踊などの発表、練習の場として、利用されてきました。私たちは、平成 27 年より当施設の管理運営を続けておりますが、「公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団」（以下、「神奈川フィル」という。）の練習の場として利用され、演奏水準の向上に資するとともに、その練習を公開するほか、主催事業としてカジュアルコンサートや野外コンサート等を行うことで、**広く県民に音楽芸術に触れる機会**を設けてきております。
- ◆第 1 期、第 2 期に行った重点的な取組と次期（第 3 期）に向けて私たちに求められる役割と取組みの方向性は以下のとおりです。

【第 1 期】（平成 27 年度～平成 31 年度）

重点施策：県民に対して質の高い文化芸術の振興と施設の知名度アップや賑わいの創出

- ・神奈川フィルを核として、質の高い文化芸術を広く県民に届けることで文化芸術の振興を行った。
- ・アートホールの知名度を上げるための広報や地域連携も推進した。
- ・「野外コンサート」や「吹奏楽フェスタ」等利用者が出演するイベントを充実させ、賑わいを創出した。



【第 2 期】（令和 2 年度～令和 6 年度）

重点施策：コロナ禍において、文化芸術の振興を継続させるための様々なチャレンジや工夫

- ・新型コロナウイルス感染拡大による閉館等の影響があったが、文化芸術の振興を行う使命を果たすために当時他の類似施設ではなかった専用の光回線を常設し、それを使った主催事業の生配信や You Tube チャンネルの開設、楽団員の活躍の場の創設等の管理運営の工夫を行った。
- ・限られた人数の中、主催事業の生配信等の新たな取組を効率的・効果的に行うために、職員の多能工化をさらに推進した。
- ・神奈川県との共生社会実現の考えに準拠した様々なトライアル事業を開催した。



<県における環境の変化>

- 全国屈指のスピードでの高齢化と少子化
- 豪雨や暴風、高潮、噴火等自然災害に対する脅威の高まり
- 環境問題の新たな展開と県民の意識の高まり
- 地域社会での人と人とのつながりの希薄化やひとり親家庭などの家族形態の多様化
- 事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化



【第 3 期】（令和 7 年度～令和 11 年度）

これから私たちに求められる役割と取組の方向性

- ・県民にさらに愛される施設となるとともに、公の施設として**次世代にも持続可能な施設となるための主催事業や自主事業の再構築**を図ること。
- ・文化芸術を核として、地域における共生社会の実現するために**地域団体とのさらなる連携や保土ヶ谷公園を運営する他の事業者との密接な連携**すること。
- ・時代の流れや環境変化に合わせた**デジタル化や省エネ化の実現、さらなる環境への配慮**を行い施設の管理運営におけるアップデートをすること。



I サービスの向上について



2. 私たちが考える次期の管理運営の理念（考え方）と管理運営方針

(1) 管理運営の理念

- ◆ 私たちが次期に目指す当施設の管理運営の理念は以下のとおりです。

誰もが文化芸術を観て、楽しみ、自ら学んで、発信する拠点となることで、
アートホールを次世代につなぎ
持続可能で県民の誇れる施設となる

(2) 管理運営方針

1 優れた文化芸術の発信と醸成に資する事業の開催

当施設は神奈川フィルが練習し、文化芸術活動の振興を行う施設として県民の皆様には良質な音楽文化に接する機会を提供する施設であることを踏まえ、神奈川フィルの**優れたオーケストラ等の演奏による、文化芸術の発信による来館促進や優れた文化芸術を醸成する事業を開催**します。

2 次世代に向けた文化芸術活動の振興を目的とした事業の開催

次世代に向けて、文化芸術活動の振興を推進するため、小学生から高校生までを対象としたオーケストラの体験事業の開催や小学生を対象としたホールコンサートの体験をしていただき、オーケストラ等の魅力を知っていただく事業を開催します。

3 地域の文化芸術活動の核となる施設となり、地域の活性化に貢献

地域の文化芸術活動の推進のため「野外コンサート」や「吹奏楽ウィーク」、「みんなのパークフェス」を開催するほか、「**地域コーディネーター**」役を新たに設け、**多くの地域の企業、教育機関、団体と連携協働**することで地域を盛り上げます。

4 共生社会の実現に向けて様々な事業の開催や取組の実施

文化芸術を通じて、共生社会実現を図るために、主催事業として「赤ちゃんありがとうコンサート」や障がい児を持つファミリーをターゲットとした「楽絵ん祭」を開催するほか、自主事業として「障がい者の写真パネル展」を開催する等、様々な事業の開催や取組を実施します。

5 安全・安心・快適性の追求

公の施設として、利用者に対して安全・安心な施設とするため、職員の巡回点検の実施や保守点検の専門事業者からのアドバイスを獲得して維持管理を行うほか、日々の清掃や警備、受付・案内業務も徹底した管理を行うことで、**利用者の快適性を担保**します。

6 効率的・効果的な管理運営の実施

これまでの当施設の管理運営ノウハウの継承により、スタッフの適正配置による効率的でコンパクトな運営体制の構築や専門業者への適切な委託を行うほか、**DX 推進部を新たに創設し、施設の管理運営において新しい技術の導入**も積極的に進めます。

7 持続可能な施設となるための様々な取組

県が求める SDGs（持続可能な開発目標）を達成するための具体的な事業の開催や環境への配慮、障がい者を含めた基本的な人権についての理解を促進し、当施設を次世代につなぎ、**持続可能で県民に誇れる施設**となることを目指します。

I サービスの向上について



3. 当施設の指定管理者としての、公共性や平等性の考え方

- ◆ 私たちは施設の設置目的や関係法令や条例（地方自治法第 244 条第 2 項、第 3 項及び神奈川県立かながわアートホール条例）に基づき、公共性、平等性を保ち県民の平等な利用を確保する管理運営を行うことで、**地域に根付いた誰でも利用しやすい施設**を目指します。

(1) 管理運営における公共性や平等性についての基本的な考え方

- ◆ 「すべての利用者を差別なく対応する」という基本原則に基づき、利用者の不当な扱い、正当な理由のない利用拒否、また特定の個人・団体が有利になる対応はいたしません。
- ◆ 「かながわ人権施策推進指針（第 2 次改定版）」に則り、当施設のすべての利用者や従事者の人権の尊重を社会的な責任と位置づけ、人権が尊重される明るい施設づくりを行います。



① すべての管理運営で平等性を確保

- ◆ 利用者への広報、利用申し込み、使用の許可、接遇など施設の管理運営における各段階で平等性を確保します。

② 利用者ニーズを的確に捉えた事業展開

- ◆ 利用者満足度調査などの結果を元に、これまでの事業運営についての振り返りを行い、誰もが気持ちよく利用できる施設づくりを行います。

③ 特定の方に偏らない幅広い広報の実施

- ◆ 広報活動については、様々な広報媒体で当施設の認知度を高めるとともに、県民に幅広く、平等に周知できるよう、限定的で特定の広報にならないように留意します。

(2) 平等な施設利用の申し込みや利便性確保についての取組

① 施設の利用許可や事業参加の申込における平等性の確保

- ◆ 特定の個人・団体に有利な扱いはいたしません。利用の申し込み受付は半年前の第 1 日曜日に行い、公開抽選とします。
- ◆ 抽選会以降で予約が入らなかった場合は翌日から電話や受付窓口、web（web での申込は毎月 10 日から）で先着順に予約を受け付けます。

② 公平、平等で利便性の高い利用受付

- ◆ 神奈川フィルの優先利用日数 90 日以内を遵守し、一般の方の利用可能日数を確保します。
- ◆ ホールやスタジオの予約状況はホームページにより、随時新しい情報を広く公開していきます。
- ◆ e-kanagawa 施設予約システムの導入により、より利便性の高い利用受付を行います。

(3) 誰もが利用しやすい施設としての工夫を配慮

① 車椅子の方への利便性強化

- ◆ 車椅子についての対応（貸出の車椅子の用意、正面入り口のスロープ、車椅子対応トイレ、エレベーターの車椅子対応ボタンなど）を強化しています。
- ◆ 車椅子（バギータイプを含む）は公園の駐車場からエントランス、ホールまで移動可能となっており、車椅子利用の方のスムーズな移動が可能となっています。



【貸出の車椅子】

② 高齢者、障がい者等幅広い利用者への対応強化

- ◆ 障がい者の方が利用する多目的トイレを整備し、幼児連れの方に向けたおむつ交換台も取りつけています。また高齢の方が使われる老眼鏡も受付に準備しています。
- ◆ 今後はさらに利用しやすい施設を目指し、ユニバーサルデザインの表示を増やします。

③ 外国人への対応強化

- ◆ 館内の案内表示板の多言語化を進め、筆談ボードや翻訳システムの導入をします。

I サービスの向上について



(2) 業務の一部を委託する場合の業務内容等について

主要な業務を一括して委託しない等、委託業務の選定にあたっての配慮や、業務の一部を委託することにより、見込まれる効果・効率性等について記載してください。

1. 効果的・効率的な管理運営を目指した業務委託

- ◆ 基本的な施設の維持管理及び舞台業務については当グループが担当いたしますが、**高い専門性が必要な業務については業務委託**し、その会社の技術・ノウハウを発揮した、管理運営を行っていきます。なお緊急事態が発生した場合は再委託先等と連携し迅速な対応を行います。
- ◆ 業務を再委託する上での基本的な考え方は以下のとおりです。

＜業務委託を行う上での基本的な考え方＞

- ・ 地元業者（神奈川県内）を積極的に採用いたします。
- ・ これまでにお付き合いのある企業を中心に考えますが、その中においても実績、コストなどを総合的に判断し、当施設の運営に合う業者を選定いたします。
- ・ 業務の品質について定期的なモニタリングを実施します。
- ・ 当施設の管理運営の考え方やルールを遵守させます。

(1) 当グループにおける役割分担と強固な連携体制について

- ◆ 神奈川フィルについては、各委託先の管理、スケジュールリング、履行確認を確実に行うことにより、**計画的で効率的な施設の維持管理を実現**します。また他のホールにおける施設利用経験も豊富なことから利用者としての視点を持つことで管理運営にも役立てられると考えます。
- ◆ 照明、音響、舞台の業務については、専門的な技術が必要であり、安全に舞台運営を行うためには、舞台機構に熟練した人員配置が必要です。これらを実現するため、神奈川フィルがこれらの専門人材を直接雇用するのではなく、**株式会社横浜アーティスト（以下、横浜アーティスト）と共同で運営することにより効率的・効果的な管理運営**を行います。
- ◆ また施設及び設備における利用者及び入館者の安全確保及び管理上必要な業務、主催事業及び自主事業の企画や実施等については両社で連携・協力して行うことで、施設の一体的な管理運営を目指します。

【神奈川フィルと横浜アーティストの役割分担について】

神奈川フィル	横浜アーティスト
・施設及び設備の維持管理 ・施設及び設備の利用状況の整理 ・利用の案内、施設の案内及びイベント等の広報 ・施設の利用促進、広報活動	・舞台業務（舞台・音響・照明の操作及び管理） ・ホール、スタジオ等の施設及び設備の利用についての相談、利用調整、利用申し込みの受付及び利用承認通知書の交付
・施設及び設備の利用者及び入館者の安全確保、そのほか管理上必要な業務 ・主催事業及び自主事業の企画、実施及び広報、宣伝（両社で連携・協力して実施）	



施設管理とともに
利用者としての視点



舞台運営における
豊富な実績

2つの事業体による効率的・効果的で専門性の高い一体管理を実現

I サービスの向上について



2 施設の維持管理

清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等の維持管理業務についての実施方針について

有資格者や十分な人員の配置、委託を行う場合の適切な相手方の選定など、業務の基準または仕様を達成する見込み等について記載してください。

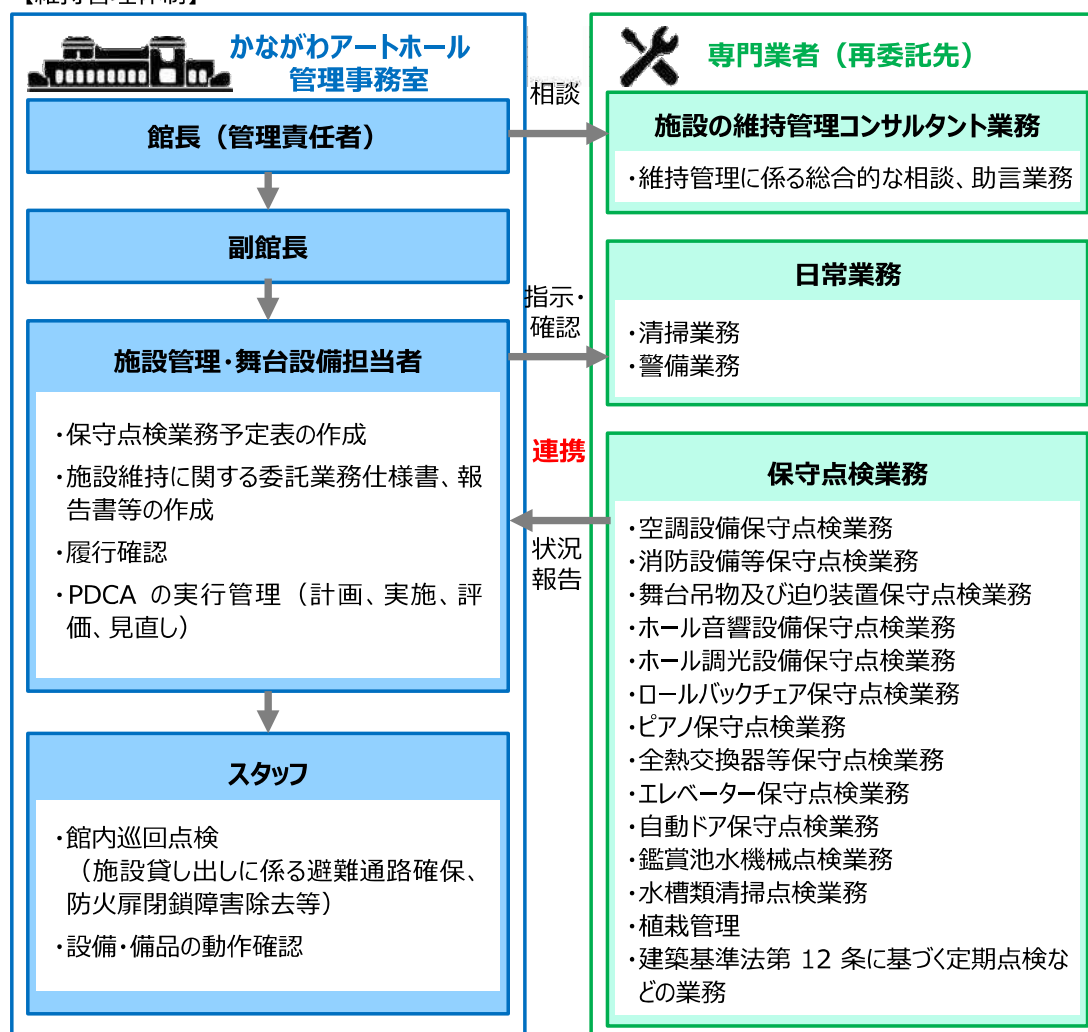
1. 施設の特性や効率性を踏まえた基本的な体制

- ◆ **コンサートホールである当施設の特性**を踏まえ、施設機能の十分な発揮、利用者サービスの向上などの観点から、日常の保守点検、清掃、修繕などを効果的かつ効率的な維持管理を行います。

(1) 維持管理体制

- ◆ 以下の体制図に示すように、管理責任者である館長の下、施設管理担当者及び舞台設備担当者を置き、維持管理を担当します。

【維持管理体制】



- 施設管理・舞台設備担当者は、年間の保守点検業務表を作成し維持管理業務を指揮します。
- 特別な資格や技術を要する法定点検、日常点検等は、外部の専門業者に委託します。
- 施設の維持管理については専門的な視点で相談やアドバイスを行う事業者に再委託します。
- 委託業務では、県が定める維持管理及び運営等に関する業務の基準に基づいた各維持管理業務を実施します。明確に業務内容を指示するとともに、業務点検には、スタッフが立ち会って状況を確認し、また再委託先に報告を求めます。



2. 施設の維持管理に対する基本的な考え方

- 法令を遵守した安全管理や点検、清掃、補修などの維持管理を行い、利用者に安全・安心・快適な環境を提供できる維持管理を徹底します。

(1) 利用者の安全・安心・快適性の確保

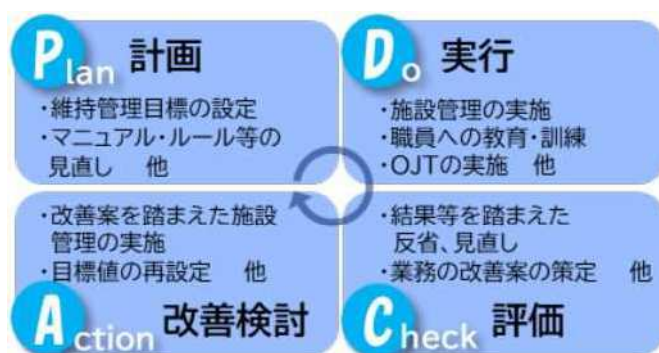
- 日常点検はもちろん、チェックリストを用いた職員の巡回点検などの機会も利用して、施設の内外をチェックし、併せて日常清掃、定期清掃を確実に行うことで、事故のない誰もが安心して快適に過ごせるような施設づくりを行います。

(2) 施設の長寿命化と修繕コストの削減

- 施設をできる限り長く使用するため、老朽化による劣化・破損などの大規模な不具合を生じた後に修繕を行うのではなく、**損傷が軽微である早期段階から予防的に修繕を実施することで施設の機能及び性能の保持を図る「予防保全型」の管理手法**を取り入れることで、無駄な修繕コストを省きます。
- 具体的には、施設の保守点検において相談やアドバイス業務を行っている「一般社団法人かながわ土地建物保全協会」と連携し、施設の状態や修繕の実施についての専門的見地からアドバイスをもらい、貴県と連携して修繕計画等を策定します。

(3) PDCA の実行

- 当施設の施設管理において、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（見直し）の4つのサイクルで実施することで、経済的、効率的に管理できるファシリティマネジメントを推進します。



(4) 環境への配慮

- 3つの R(リデュース、リユース、リサイクル)に配慮した維持管理を行い、環境保護を自ら実践するとともに、利用者への啓発に努めます。また、環境に与える負荷を減らし、環境に配慮した活動を行うため県の環境マネジメントシステムに沿った取組を行います。
- また照明についての LED 化、トイレにおける人感センサーの導入、施設のエネルギー量の把握等を行い、環境にやさしい施設の管理運営を行います。

- ① ゴミの持ち帰りを呼びかけます。
- ② エコオフィス活動への取組等により、省エネルギーを推進します。
- ③ 使用済みコピー用紙の再利用等により無駄なコピーを省く等、業務での無駄を減らします。
- ④ アルミ缶やペットボトルの分別回収により、資源のリサイクルに貢献します。
- ⑤ 必要な物品は、環境負荷ができるだけ小さいものを「グリーン購入」により購入します。
- ⑥ LED 化、人感センサーの導入、施設のエネルギー量の月ごとの把握等を行い、環境に配慮した管理運営を行います。

(5) 業務の計画的な履行と工期短縮

- 保守点検業務予定表に基づき毎月の実施結果をチェックし、確実に点検業務を履行していくことで、工期を短縮します。

I サービスの向上について



3. 各業務に対する委託についての考え方、履行確認

- ◆ 当施設の運営にあたり、各業務を適切に行うための取組、有資格者の配置、委託する場合の相手方の選定方法、履行確認の方法を以下に記します。

(1) 清掃業務

- ◆ 当施設のホワイエの壁面、床面は大理石でできており、またホール前面には鑑賞池もあるため、その清掃には細心の注意を払わなければなりません。そのため業務を行う上での注意事項を委託仕様を明確にした上で以下の方法で再委託先を選定します。

【再委託先選定における基準】

- ☑ 環境配慮の観点からISO（国際標準化機構）環境マネジメントシステムを取得し、それに準拠した業務を遂行可能な企業であり、品質管理の観点からも ISO9001 品質マネジメントシステムを認証された企業とします。
- ☑ 障がい者雇用に積極的に取り組んでいる事業者とします。（現在の再委託先は従業員 434 名のうち障がい者を 6 名雇用）
- ☑ なお低価格入札により業務水準の低下を防止するため、最低制限価格を設定します。



履行確認方法

再委託先からのチェックリストや業務日報、月報による確認のほか、当グループが作成したチェックリストにて、職員の目視巡回確認を行うことにより履行の確認をいたします。

【チェックリスト】

(2) 施設・設備の保守点検業務

- ◆ 施設・設備の保守点検業務においては、その業務の性質においていくつかの委託を行うポイントがあり、私たちとしては以下の3つの保守点検業務に大きく分けてその選定基準を定めます。

① 専門性、特殊性が高い、施設・設備の保守点検における再委託先選定の基準

- ◆ 専門のメーカーや業者でなければその設備や機器の性能が維持できないもの、保守が不可能なもの、及び設備特有の機構を有している舞台機構、照明・音響関係の設備、機器類、ピアノなど、専門性、特殊性が高いものについては、性能維持、安全性や機器システムの保全等の観点などから製造業者もしくは設備業者及び開発業者に「一者随意契約」により委託します。

＜対象となる業務＞

- ・ 舞台機構、照明・音響設備機器及びピアノ等の舞台関係業務
- ・ 空調機器、受変電設備などの電気設備、エレベーター、消防設備などの設備関係業務
- ・ ホームページ及び施設予約システムなどのシステム関係業務

【再委託先選定における基準】

- ☑ 過去の実績価格、見積りの詳細な内訳の検証、市場価格の調査などによりその価格の妥当性を検証します。
- ☑ 自家用電気工作物については電気主任技術者の選任が必要ですが、再委託先で対応し、資格を有する企業を選定して委託します。